



# 『岐阜県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金』について

税理士法人TACT高井法博会計事務所  
小寺 隆史

# 『岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金』とは、

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、岐阜県は緊急事態措置として事業者の皆様へ施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮への協力依頼がありました。

この依頼に応じて、岐阜県が定めた対象となる施設を運営されている方で、休業や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた事業者の皆様に対して、『**岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金**』を支給するということが決定致しました。

支給額：1事業者あたり **50万円**

## 申請要件 次の要件をすべて満たした方のみとなります。

- ① 岐阜県内で対象施設を運営する事業者であること。
- ② 緊急事態措置による休業等を実施する前日以前から、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方。
- ③ 緊急事態措置による休業等の期間(令和2年4月18日～5月6日)、全てにおいて、岐阜県の要請に応じて休業等を行っていること。
  - ※ 県外に本社がある事業者も対象となります。
  - ※ 飲食店等で食事の提供を朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する場合も含みます。(酒類の提供は夜7時まで)
  - ※ 床面積は問いません。
- ④ 申請事業者の関係者が、岐阜県暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員に該当せず、将来にわたっても該当しないこと。

# ①対象施設 とは

岐阜県では定めている協力金支給対象施設があります。  
詳しくは岐阜県公式ホームページをご覧ください。

協力金支給対象施設

別表 1

種類	施設	対象/対象外	特措法に基づく要請の内容
遊興施設等	キャバレー	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (-休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	インターネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
場外馬(車・舟)券場	対象		
運動・遊技施設	体育館	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (-休業要請) ※1 屋外施設は、対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象	
	バッティング練習場(※1)	対象	

# 申請手続きについて

## ●申請受付期間

令和2年4月23日(木曜日)から

令和2年5月20日(水曜日)まで

※ オンライン申請の場合、令和2年4月30日(木曜日)から

## ●申請方法

①郵送

②オンライン

※ 持参による申請は受付していませんので、ご注意ください。

# 申請手続きについて

別表3

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書記布窓口一覧

## ●申請書類について

### 協力金の申請に必要な書類等の 入手方法

- ①岐阜県庁のウェブサイトからのダウンロード
- ②県事務所の振興防災課又は産業労働課  
(総合庁舎内)
- ③各市町村役場の所定の窓口  
(岐阜県の公式ホームページをご覧ください)

市町村名	申請書記布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
岐阜市	経済部経済政策課	8:45~17:30 平日のみ
	経済部労政・経営支援課	8:45~17:30 平日のみ
	経済部産業振興・企業誘致課	8:45~17:30 平日のみ
大垣市	経済部商工観光課	8:30~17:15 平日のみ
	上石津地域事務所	8:30~17:15 平日のみ
	墨俣地域事務所	8:30~17:15 平日のみ
高山市	新型コロナウイルス総合窓口 (市役所本庁舎地下大会議室)	9:00~19:00 (当面は土日祝日も開設)
多治見市	経済部産業観光課	9:00~17:00 平日のみ
	多治見商工会議所	9:00~17:00 平日のみ
	笠原町商工会	9:00~17:00 平日のみ
関市	産業経済部商工課	8:30~17:15 平日 9:00~17:00 (4/25(土)、26(日)29、(水・祝))
中津川市	商工観光部産業振興課	8:30~17:15 平日のみ
	政策推進部政策推進課	8:30~17:15 平日のみ
	市民福祉部健康医療課	8:30~17:15 平日のみ
	山口総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	坂下総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	川上総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	加子母総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	付知総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	福岡総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	蛭川総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	苗木事務所	8:30~17:15 平日のみ
坂本事務所	8:30~17:15 平日のみ	

# 申請手続きについて

## ●申請書類について

- ①協力金支給申請書
- ②休業等を実施した施設の一覧
- ③誓約書
- ④緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
  - a.営業活動を行っていることがわかる書類  
(例:確定申告書・直近の経理帳簿など)
  - b.申請する事業所の外景(社名や店舗名含む)及び内景の写真
  - c.業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類  
(例:飲食店営業許可、酒類販売業免許など)
  - d.本人確認書類  
個人事業主の場合は、本人確認のために提出が必要  
(例:運転免許証、パスポート、保険証等の書類)
- ⑤休業等の状況がわかる書類  
(例:休業を告知するホームページや店頭ポスター、チラシなど)
- ⑥振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

# 申請手続きについて

## ●申請書類について

### ①協力金支給申請書

様式1

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地 (住所)	〒
事業者	
名称	
代表者 役職	
氏名	

印

押印忘れ注意

#### 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

法人番号		申請金額	金 500,000 円			
資本金	円	従業員数	人			
振込先	銀行 全庫・組合 農協・信協	本店・支店 出張所 本所・支所				
	ゆうちょ銀行 店番	振込 種類	普通	当座	定期	貯蓄
	口座番号					
担当者	(ふりがな) 口座名義					
	氏名					
	役職					
	連絡先	(電話番号)				

記入漏れがあると  
確認連絡ができず、  
支給できません。

必要な添付書類が  
記載されています。  
提出前にもう一度  
ご確認ください。

#### 添付書類

- ・休業等を実施した施設の一覧 (様式2)
- ・誓約書 (様式3)
- ・営業活動を行っていることがわかる書類
- ・申請する事業所ごとの外景 (社名や店舗名入り) 及び内景の写真
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類
- ・本人確認書類
- ・休業等の状況がわかる書類
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し



# 申請手続きについて

## ●申請書類について

### ②休業等を実施した施設の一覧

複数施設を持つ事業主は  
対象業種のみ記載

様式2

休業等を実施した施設の一覧

協力金支給対象施設の一覧から  
種類と施設を書き写してください。

所在地（住所）  
〒  
事業者  
名称  
代表者 役職  
氏名

	種類 ※1	施設 ※1	施設・店舗名	施設・店舗の所在地 ※2	休業等の措置
1					
2					
3					
4					
5					

※1 要項の別表1（種類、施設）から該当するものを記入してください。

※2 地番まで記入してください。

※3 1枚に記入しきれないときは、複数枚にわたり記入してください。

# 申請手続きについて

## ●申請書類について

### ③誓約書

誓約書になりますので、  
ゴム印ではなく必ず自署で  
お願いします。

様式3

年 月 日

岐阜県知事 様

### 誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関して、次のとおり誓約します。

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- 申請書に記載の休業等を必ず実施します。  
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

所在地（住所）

〒

事業者

名称

役職

代表者

氏名

# 申請手続きについて

## ●書類が揃ったら...

申請書類を次の宛先に郵送

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

令和2年5月20日(水曜日)の消印有効

<宛先>

〒500-8570

岐阜県庁 新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を記入

オンライン申請は令和2年4月30日から運用開始です。  
詳細は後日岐阜県庁のウェブサイトで発表されます。

# 申請手続きについて

## ●支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金が令和2年5月8日から順次支給されます。

協力金の支給が決定された場合は協力金の支払いを行うことで通知とされます。支給しない旨の決定がなされた場合は後日、不支給に関する通知が発送されます。

## ●その他

支給決定後、申請要件に該当しない事実が発生した場合・不正等が発覚した場合には支給決定を取り消し、また返金が必要になります。

場合によっては、支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表されることもあります。

# 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に 関する問い合わせ先

岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口  
(コールセンター)

電話番号:058-278-2551

受付時間:8時30分~17時15分

(土、日、祝日も開設されています)